

平成23年度当初予算編成に かかる公開説明会

第3部

「産業・環境・都市基盤・防災その他
の事業」

計15事業

平成22年12月19日(日)

午後3時30分～

社会福祉センター3階大会議室

佐倉市企画政策部財政課

目 次

－第 3 部－

「庁舎維持管理費」資産管理経営室	P. 1
「広報等発行費」企画政策部広報課	P. 3
「人事管理費」総務部総務課	P. 5
「電子計算組織運営費」総務部情報システム課	P. 7
「市民農園管理運営費」経済環境部農政課	P. 9
「観光広報事業」経済環境部産業振興課	P.15
「公害防止対策事業」経済環境部環境保全課	P.17
「一般廃棄物収集運搬事業」経済環境部廃棄物対策課	P.19
「道路維持管理事業」土木部道路管理課	P.23
「下水道施設(汚水)維持管理事業」土木部下水道課	P.27
「緑と花づくり事務費」都市部公園緑地課	P.29
「既存建築物耐震改修等支援費」都市部建築指導課	P.31
「西志津ふれあいセンター管理運営費」市民部自治人権推進課	P.35
「消費者保護及び相談費」市民部消費生活センター	P.37
「災害情報伝達費」市民部交通防災課	P.39

別紙様式 1

【予算事業名〔細事業名〕】					担当 資産管理経営室	
庁舎維持管理費						
予 算 要 求 額	財 源 内 訳	国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源
206,668,000 円					17,452,000 円	189,216,000 円

【事業の概要】

○庁舎の適正かつ安全な維持管理に必要な、消耗品及び備品の購入、事業委託、修繕、工事等を行う。

- ・庁舎の安全かつ適正な管理と、効率的な業務遂行のため、消耗品、光熱水費及び通信費等を計上する。
- ・庁舎を安全に維持するため、庁舎の修繕費及び工事費を計上する。
- ・庁舎の安全かつ適正な維持管理に必要な業務委託料を計上する。
- ・庁舎の維持管理に必要な研修及び協議会への負担金等を計上する。

【事業の目的及びその効果】

- ・庁舎を適正に管理し、効率的な運用を行うことにより、庁舎の安全確保及び執務環境の適正化を実現する。

別紙様式 2

【予算事業名】	担当 資産管理経営室
庁舎維持管理費	

【事業費の内訳】	
○施設管理用消耗品費 4,087 千円	4,087 千円
○燃料費及び光熱水費	49,034 千円
電気・水道・下水道・ガス料金等 49,034,000 円	
○庁舎修繕料 10,000,000 円	10,000 千円
○通信費・手数料及び使用料	19,262 千円
電話料 18,399,000 円	
口座振替等手数料 347,000 円	
放送受信料 516,000 円	
○庁舎管理委託料	107,686 千円
庁舎警備業務委託 15,398,000 円	
庁舎受付案内・電話交換業務委託 8,619,000 円	
その他管理業務委託料 83,669,000 円	
○施設改修工事費 15,000,000 円	15,000 千円
○原材料及び備品購入費	1,462 千円
工事用材料費 5,000 円	
庁用備品費(机、椅子、棚等) 1,457,000 円	
○研修、協議会負担金及び謝礼金	137 千円
各種研修・協議会負担金 65,000 円	
庁舎花展示謝礼 6,000 円 × 12ヵ月 = 72,000 円	
事 業 費 計	206,668 千円
【特記事項】	【予算科目】一般会計 2款1項8目 総務費－総務管理費－財産管理費
	【基本計画】
	【市長マニフェスト】
	【根拠法令】 地方自治法、地方財政法

別紙様式 1

【予算事業名〔細事業名〕】				担当 企画政策部広報課		
広報等発行費						
予 算 要 求 額	財 源 内 訳	国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源
32,481,000 円						32,481,000 円

【事業の概要】

毎月2回発行する広報紙、「こうほう佐倉」の編集・印刷製本を行う。

広報紙は市内の新聞販売店を通じて、発行当日（1日・15日）の朝刊に折り込むほか、公共施設への設置及び郵送により配布している。

【事業の目的及びその効果】

広報紙を通じて、市の施策や事務事業などを広く市民の皆様にお伝えするため、当該事業を実施する。

また、歴史・自然・文化を含め、市の魅力や市民の活動について幅広く情報を提供することで、市民の皆様の佐倉市への関心が高まり、愛着が増すことなどが期待できる。

別紙様式 2

【予算事業名】	担当 企画政策部広報課
広報等発行費	

【事業費の内訳】	
○報償費 謝礼金 274,000 円【文芸欄選者・カット等作成協力者・広報モニターなど】	274 千円
○需用費 消耗品費 566,000 円【撮影用消耗品 210,000 円ほか新聞・書籍購入】、印刷製本費 15,510,000 円【こうほう佐倉等印刷製本 15,460,000 円(63,000 部×年間 24 回)】、写真現像焼き付け 50,000 円、修繕料 50,000 円【撮影機器修繕】	16,126 千円
○役務費 手数料 14,730,000 円【新聞折り込み 60,000 部×年間 24 回】	14,730 千円
○委託料 市内風物撮影委託 320,000 円【市民協働事業】	320 千円
○使用料及び賃借料 電子計算機等 675,000 円【広報編集用ソフト賃借】	675 千円
○備品購入費 機械器具費 356,000 円【撮影用カメラ・レンズ等】	356 千円
事業費計	32,481,000 円
【特記事項】	【予算科目】一般会計 2 款 1 項 5 目 総務費－総務管理費－広報費
	【基本計画】
	【市長マニフェスト】
	【根拠法令】 佐倉市広報発行規則 (平成 7 年規則第 39 号)

別紙様式 1

【予算事業名〔細事業名〕】				担当総務部総務課		
人事管理費						
予 算 要 求 額	財 源 内 訳	国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源
122,866,000 円					3,112,000 円	119,754,000 円

【事業の概要】

人事管理に関する事務を行う。

適正な人事管理制度及び給与制度の構築を図ろうとするもの。

- ・特別職報酬等審議会の委員報酬を計上する。
- ・賃金、社会保険料、雇用保険料など臨時職員等に関する経費を計上する。
- ・永年勤続表彰の表彰、所属表彰、退職者への記念品に関する経費を計上する。
- ・職員採用、昇任試験に関する経費を計上する。

【事業の目的及びその効果】

適正な人事管理制度及び給与制度の構築を図るとともに、公正な職員採用事務や昇任試験等を実施することにより、職員の意欲の高揚や組織の活性化を図る。また、適正な人事管理により、効率的な行財政運営を推進する。

別紙様式 2

【予算事業名】		担当 総務部総務課
人事管理費		
【事業費の内訳】		
○特別職報酬等審議会委員会		
報酬	307千円	
費用弁償	18千円	325千円
○臨時職員等		
賃 金	101,175千円	
共済費	15,269千円	116,444千円
○試験委託		
昇任試験委託料	1,366千円	
任期付職員採用試験委託料	468千円	1,834千円
○報償		
表彰等記念品	727千円	
採用試験 外部面接官謝礼	500千円	1,227千円
○子ども手当水道部負担金		1,900千円
○公平委員会負担金		274千円
○その他、人事管理及び給与支給に係る費用 (旅費、消耗品費、書籍購入費、印刷製本費など)		862千円
事業費計		122,866千円
【特記事項】	【予算科目】一般会計 2款1項2目 総務費－総務管理費－人事管理費	
	【基本計画】	
	【市長マニフェスト】 民間からの職員の任期付き採用	
	【根拠法令】	

別紙様式 1

【予算事業名〔細事業名〕】				担当 総務部情報システム課		
電子計算組織運営費						
予 算 要 求 額	財 源 内 訳	国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
179,397,000 円						179,397,000 円

【事業の概要】

大型汎用コンピュータ等を利用して、住民記録、市税等の情報を管理し、住民情報システムのオンライン業務及びバッチ(*1)業務により、事務処理を効率的に実施しています。

また、法制度改正等による事務量の増大、高度化に対して、適時、適正なシステムの改修正及び機能追加を行い、行政事務の信頼性を確保しています。

*1 バッチ:一定期間(もしくは一定量の)データを集め、まとめて一括処理を行うこと

<住民情報システム>

住民記録システム、印鑑登録システム、個人市民税システム、固定資産税システム、国民健康保険税システム、軽自動車税システム、収納システム、選挙システム 他

【事業の目的及びその効果】

住民情報システムの電算処理を迅速に、正確に行うとともに、行政事務の高度化・効率化を図り、市民への住民サービスの向上を図ります。

別紙様式 2

【予算事業名】	担当 総務部情報システム課
電子計算組織運営費	

【事業費の内訳】	
○消耗品費	
ラインプリンタ印刷料金	534千円
コンピュータ関連消耗品	3,290千円
事務用消耗品、書籍購入費他	144千円
○データ入力委託料	12,245千円
○システムサポート委託料	
電算システム共同運用管理業務委託	94,879千円
システム運用管理業務委託	28,852千円
○システム修正及び保守委託料	
住民情報システム修正保守委託	16,273千円
住基ネット修正保守委託	3,728千円
○無停電電源装置点検委託料	441千円
○電子計算機等賃借料	
端末機器類等	18,378千円
○その他経費	
各種負担金 他	633千円
事業費計	
	179,397千円
【特記事項】	【予算科目】一般会計 総務費－総務管理費－情報システム費
	【基本計画】
	【市長マニフェスト】
	【根拠法令】

別紙様式 1

【予算事業名〔細事業名〕】		担当 経済環境部農政課				
市民農園管理運営費						
予算要求額	財源内訳	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
2,559,000 円					2,559,000 円	0

【事業の概要】

- 大篠塚・生谷地先に開設している市民農園の栽培環境の維持・管理を行う。
- ・都市部の市民に農業体験の場所の提供を行う。
- ・各市民農園の修繕費、電気料金、し尿汲み取り料等を計上する。
- ・農地の保全と、市民農園利用者に野菜、花等の栽培に関するアドバイスが行えるよう、知識を有する農地所有者が主体となり結成している市民農園管理運営組合に委託するための維持・管理に要する経費を計上する。
- ・各市民農園の土地賃借料を計上する。

【事業の目的及びその効果】

- ・農業者以外の市民が、野菜・花等の栽培を通して自然にふれあえるとともに、農業に対する理解が深まる。
- ・遊休農地の解消に貢献している。

別紙様式 2

【予算事業名】		担当 経済環境部農政課
市民農園管理運営費		
【事業費の内訳】		
○需要費		339千円
・事業用消耗品	40千円	
・光熱費(電気料金)	20千円	
・施設修全料	279千円	
○役務費		61千円
し尿汲み取り手数料	61千円	
○委託料		1,898千円
・生谷市民農園管理運営費	596千円	
・大篠塚市民農園管理運営費	1,302千円	
○土地賃借料		261千円
・生谷市民農園管理運営費	90千円	
・大篠塚市民農園管理運営費	171千円	
事業費計		2,559千円
【特記事項】	【予算科目】一般会計 農林水産業費 — 農業費 — 農業振興費	
	【基本計画】	
	【市長マニフェスト】	
	【根拠法令】 特定農地貸付けに関する農地法等の特例 に関する法律	

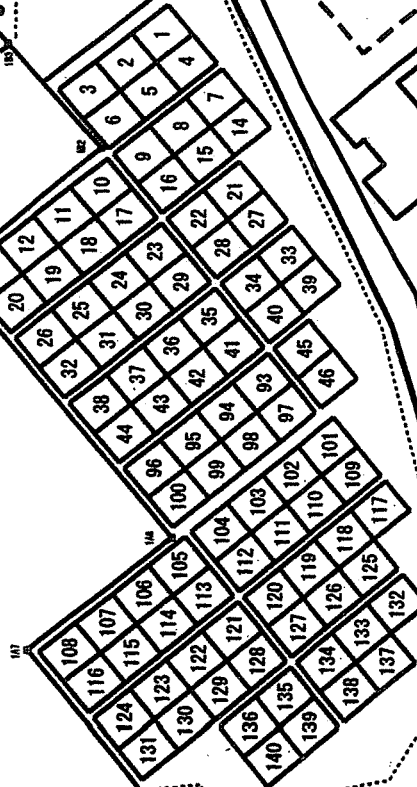
生谷市民農園

佐倉市生谷字境堀1608-1他

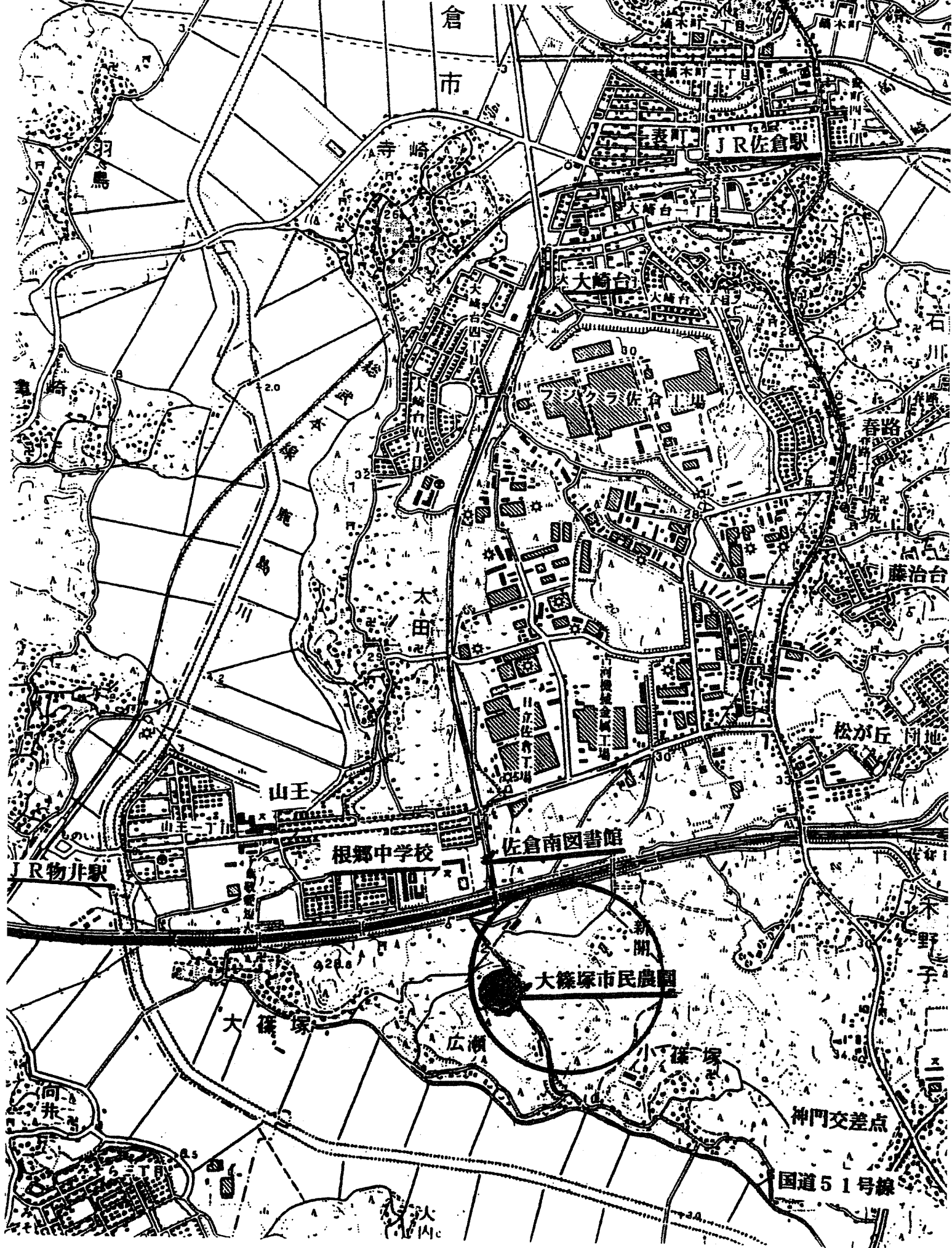
(馬主)

S=1:1000

駐車場



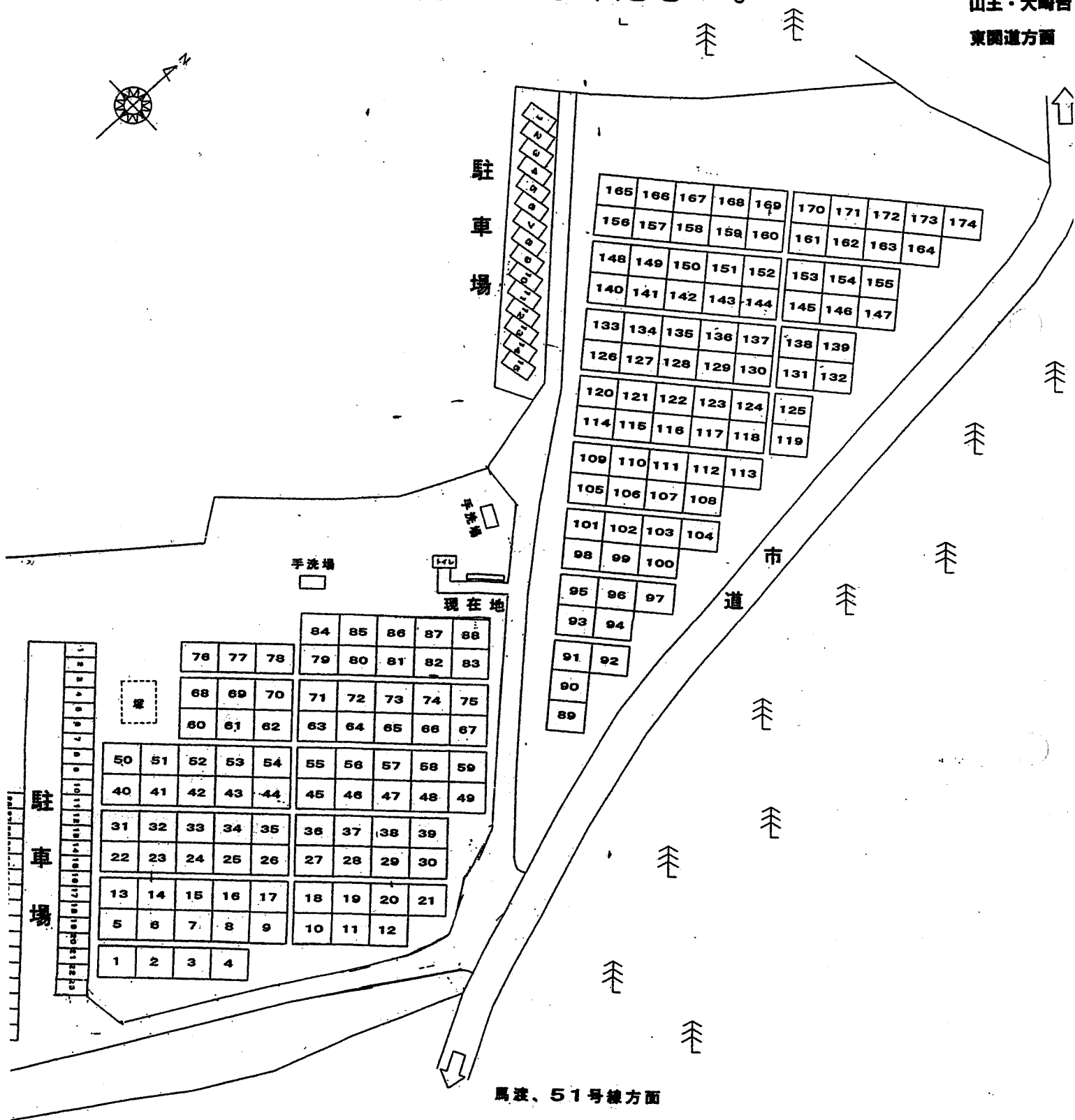
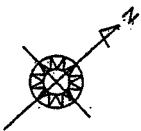
大篠塚市民農園位置図



佐倉市大篠塚市民農園

場所の確認をしてください。

山王・大崎台
東関道方面



別紙様式 1

【予算事業名〔細事業名〕】		担当 経済環境部産業振興課				
観光広報事業						
予 算 要 求 額	財 源 内 訳	国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源
8,830,000 円						8,830,000 円

【事業の概要】

佐倉市観光案内業務、観光宣伝業務委託を行う。

- ・JR 佐倉駅前観光情報センターと京成佐倉駅前観光案内所における観光案内業務を行うための人件費などを計上する。
- ・佐倉市における玄関口となる観光案内所でのサービス向上を目指し、もって佐倉市のイメージアップにつなげ、来訪者数の増加を図ろうとするもの。
- ・観光マップの作成やインターネットによる情報発信をし、来訪者の利便性を高めようとするもの。

【事業の目的及びその効果】

観光案内等の人的サービスと印刷物・インターネットなどの情報サービスを充実し、来訪者の増加を図ることで、市内産業の活性化を目指す。

別紙様式 2

【予算事業名】		担当 経済環境部産業振興課
観光広報事業		
【事業費の内訳】		
○佐倉市観光案内委託料		
・JR 佐倉駅前観光情報センター		
補佐員人件費	6200 円 × 360 日 = 2,232,000 円	
消耗品費	68,200 円	
床清掃費	7350 円 × 12 月 = 88,200 円	
マットリース料	5800 円 × 12 月 = 69,600 円	
諸経費(10%)	245,800 円	
消費税	135,190 円	2, 839千円
・京成佐倉駅前観光案内所		
補佐員人件費	6200 円 × 360 日 × 2人 = 4,464,000 円	
消耗品費	55,600 円	
諸経費(10%)	451,960 円	
消費税	248,578 円	5, 221千円
○観光宣伝業務委託		
観光マップ作成・増刷等	17 円 × 30000 部 = 510,000 円	
インターネット情報発信	156,000 円	
諸経費(10%)	66,600 円	
消費税	36,630 円	770千円
事業費計		8, 830千円
【特記事項】	【予算科目】一般会計6款1項3目 商工費—商工費—観光費	
	【基本計画】	
	【市長マニフェスト】 産業経済の活性化	
	【根拠法令】	

別紙様式 1

【予算事業名〔細事業名〕】		担当 経済環境部環境保全課				
公害防止対策事業						
予 算 要 求 額	財 源 内 訳	国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源
20,012,000 円						20,012,000 円

【事業の概要】

騒音・振動・大気汚染・水質汚濁等の調査及び公害防止対策事業に伴う測定機器の保守点検並びに職員の資質向上のための各種研修受講等を行う。

- ・印旛沼に流れ込む河川等の水質及び底質調査委託に要する費用を計上する。
- ・河川水質及び底質中のダイオキシン類及び環境ホルモン等調査委託に要する費用を計上する。
- ・大気環境中のダイオキシン類調査委託に要する費用を計上する。
- ・道路交通騒音振動調査委託に要する費用を計上する。
- ・大気汚染測定機器維持管理委託に要する費用を計上する。

【事業の目的及びその効果】

各種調査結果に基づく公害防止対策を推進し、地域住民の生活環境の保全を図る。

大気の常時監視及び河川の水質調査等、継続的に実施することで、地域環境の悪化を未然に防止することが可能となる。また、公害関係の技術研修の参加により、職員の資質向上が図られ、事業者への適切な指導が期待できる。

公害苦情に対して適切な処理を行うとともに、助言等を行う。

別紙様式 2

【予算事業名】	担当 経済環境部環境保全課
公害防止対策事業	

【事業費の内訳】	
○河川水質及び底質調査業務委託料 6,600,000 円 × 1.05 = 6,930 千円	6,930 千円
○河川水質及び底質中のダイオキシン類及び環境ホルモン等 調査業務委託料 3,100,000 円 × 1.05 = 3,255 千円	3,255 千円
○大気環境中のダイオキシン類調査業務委託料 2,100,000 円 × 1.05 = 2,205 千円	2,205 千円
○道路交通騒音振動調査業務委託料 2,200,000 円 × 1.05 = 2,310 千円	2,310 千円
○大気汚染測定機器維持管理業務委託料 3,530,000 円 × 1.05 = 3,707 千円	3,707 千円
○その他費用 1,605 千円	1,605 千円
事業費計	20,012 千円
【特記事項】	【予算科目】一般会計 4 款 1 項 6 目 衛生費—保険衛生費—公害対策費
	【基本計画】
	【市長マニフェスト】 おいしい水、きれいな水の確保
	【根拠法令】 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、 騒音・振動規制法等

別紙様式 1

【予算事業名〔細事業名〕】		担当 経済環境部廃棄物対策課				
一般廃棄物収集運搬事業						
予 算 要 求 額	財 源	国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源
545,398,000 円	内 訳				28,237,000 円	517,161,000 円

【事業の概要】

- ・市内約 3,250 箇所のごみ集積所に家庭から排出される、一般廃棄物（もやせるごみ、うめたてごみ、ビン、カン、その他紙製容器包装、その他プラスチック製容器包装）収集運搬業務委託費を計上。
- ・粗大ゴミ収集運搬委託費を計上。
- ・市内37拠点に、排出されるペットボトルの収集運搬費を計上。
- ・収集された、その他紙製容器包装、その他プラスチック製容器包装、ペットボトルを、適正にリサイクルするための中間処理（選別、圧縮、梱包）、容器包装リサイクル法対象品目処理事業費を計上。
- ・その他、一般廃棄物収集運搬事業を円滑に実施するための費用を計上。

【事業の目的及びその効果】

- ・資源循環型社会の形成に向け、家庭から排出される一般廃棄物を、生活環境の保全上支障がないよう円滑に収集運搬し、適正な処理を行うとともに、市民意識の高揚を図ることで、ごみの減量化や再資源化を推進します。

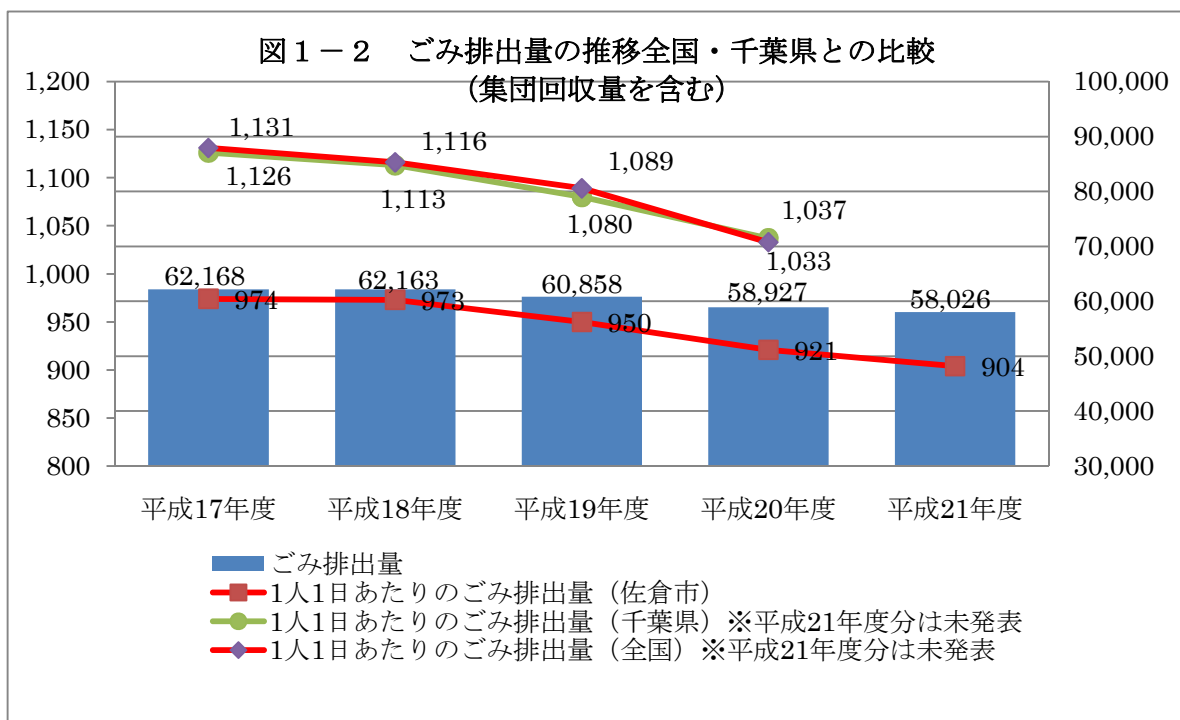
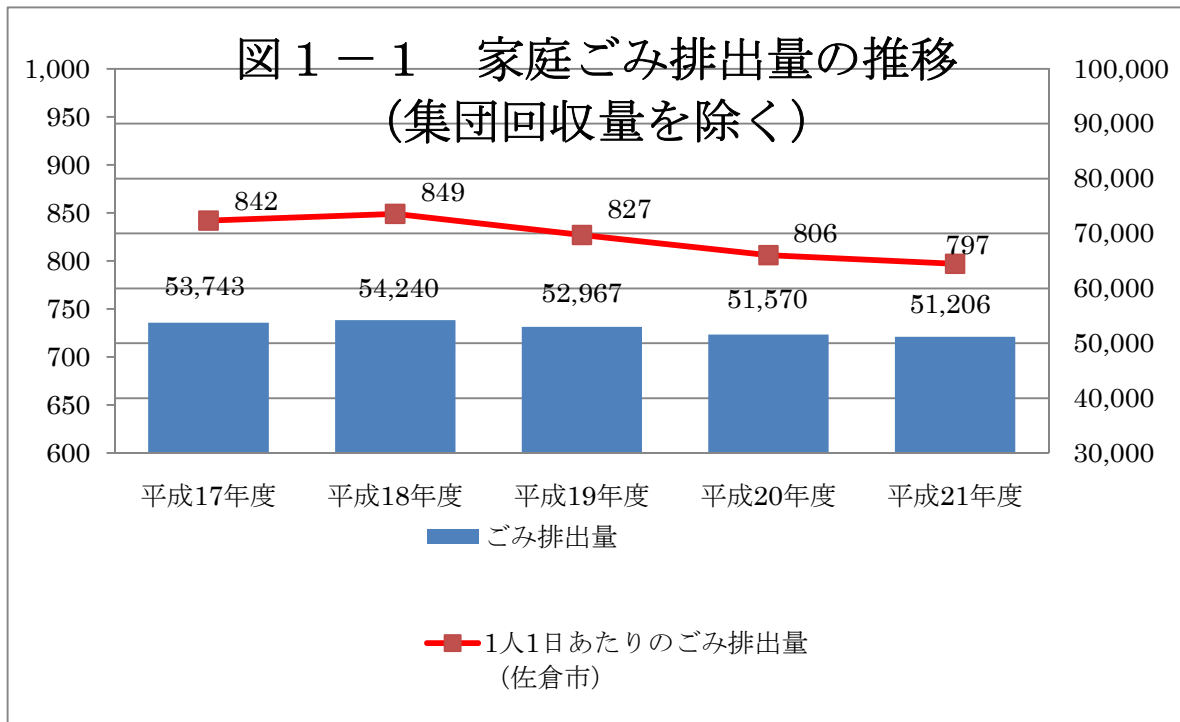
別紙様式 2

【予算事業名】	担当 経済環境部廃棄物対策課
一般廃棄物収集運搬事業	

【事業費の内訳】	
・家庭ごみ収集運搬業務委託料(ごみ集積所)	
5地区 414,647千円	414,647千円
・粗大ゴミ収集運搬業務委託料(有料戸別収集)	
3地区 58,296千円	58,296千円
・ペットボトル収集運搬業務委託料(37拠点)	
6,552千円	6,552千円
・容器包装リサイクル法対象品目処理業務委託料	
55,010千円	55,010千円
・その他、一般廃棄物収集運搬事業経費、	
10,893千円	10,893千円
事業費計	545,398千円
【特記事項】	【予算科目】一般会計 4款2項2目 衛生費-清掃費-じん芥処理費
	【基本計画】
	【市長マニフェスト】
	【根拠法令】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 資源有効利用促進法等各種リサイクル法

別紙様式 3

参考資料



別紙様式 1

【予算事業名〔細事業名〕】						担当 土木部道路管理課
道路維持管理事業						
予 算 要 求 額	財 源 内 訳	国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源
182,811,000 円						182,811,000
【事業の概要】 市道及び法定外道路等に関する道路施設（道路側溝を含む）の保全のため適正な維持補修等を行い交通の安全や移動円滑化の向上を図る。 ・道路施設の維持補修のうち軽易な作業について迅速な対応するため土木作業員を雇用し業務に当たる。 ・市道及び法定外道路の舗装や付帯施設等の維持補修を行い道路使用者の安全確保に努める。 【事業の目的及びその効果】 道路は、市民生活の根幹を成すものであり、交通の安全性などを含む良好な生活環境を確保するよう維持管理に努め、住民福祉サービスの向上に寄与する。						

別紙様式 2

【予算事業名】 道路維持管理事業	担当 土木部道路管理課
【事業費の内訳】 ○共済費 ・ 賃金 土木作業補佐員(6 名分)の社会保険料と賃金 10,068 千円 ○旅費 ・ 需用費 ・ 役務費 事務事業等消耗品 ・ 修繕料 ・ 籍購入費等 1,053 千円 ○委託料 測量委託料 1,500 千円 草刈委託料 13,580 千円 清掃委託料 駅前広場等清掃等 9,672 千円 道路清掃 5,438 千円 道路側溝清掃等 7,850 千円 38,040 千円 ○使用料及び賃借料 道路舗装用重機賃借 1,500 千円 1,500 千円 ○工事請負費 道路維持補修工事 80,613 千円 道路側溝維持補修工事 28,137 千円 108,750 千円 ○原材料費 道路維持補修用原材料等 14,500 千円 道路側溝維持補修用原材料 8,500 千円 23,000 千円	

【予算事業名】 道路維持管理事業

○補償補填及び賠償金 電気工作物等移転補償費	400 千円	400 千円
事業費計		182,811 千円
【特記事項】	【予算科目】一般会計 7款2項2目 土木費－道路橋梁費－道路維持費	
	【基本計画】	
	【市長マニフェスト】 生活利便性の格差解消	
	【根拠法令】 道路法	

別紙様式 3

参考資料

佐倉市の市道認定道路現況(平成22年4月)は次のとおりです。

	路線数 (路線)	実延長 (m)	舗装延長 (m)	舗装率 (%)	歩道等設置 道路延長 (m)	歩道設置 率 (%)
一級市 道	44 (±0)	98,698 (+28)	98,698 (+28)	100.0 (±0)	50,437 (+717)	51.1 (+0.7)
二級市 道	30 (±0)	37,899 (±0)	37,899 (±0)	100.0 (±0)	4,939 (±0)	13.0 (±0)
その他 市道	4,026 (-1)	1,017,638 (-627)	710,855 (+5,178)	69.9 (+0.6)	60,724 (+199)	6.0 (+0.1)
市道計	4,100 (-1)	1,154,235 (-599)	847,452 (+5,206)	73.4 (+0.5)	116,100 (+916)	10.1 (+0.1)

※()内は前年度との差をあらわします。(端数処理の関係で各市道ごとの数値
(前年度比)と合計での数値が相違している箇所があります。)

【予算事業名】 下水道施設(汚水)維持管理事業

別紙様式 1

【予算事業名〔細事業名〕】 下水道事業特別会計 下水道施設(汚水)維持管理事業						担当 土木部下水道課
予 算 要 求 額	財 源 内 訳	国庫支出 金	県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源
1,171,683,000 円						1,171,683,000

【事業の概要】

公共下水道施設(汚水)の維持管理及び補修に関する事業を行う。

管渠延長約600km 中継ポンプ場 6 箇所 マンホール約 22,300 個 公共枥約
48,800 個の維持管理を行う。

【事業の目的及びその効果】

市民の 90%以上が使用している下水道の排水能力を確保し、印旛沼の浄化を
促進するため下水道施設の維持管理を行う。

施設の良好な状態を保つことにより、排水能力を維持し生活排水の適正な処
理が出来る。

【予算事業名】 下水道施設(汚水)維持管理事業

別紙様式 2

【予算事業名〔細事業名〕】 下水道事業特別会計 下水道施設(汚水)維持管理事業	担当 土木部下水道課
--	------------

【事業費の内訳】 ○需用費 ・修繕料、光熱水費他 ○役務費 ・通信費、手数料 ○委託料 ・中継ポンプ場保守点検委託料 6 箇所 38,955 千円 ・人孔ポンプ清掃委託料 37 箇所 8,075 千円 ・その他 15,916 千円 ○工事請負費 ・污水管補修工事費等 39,000 千円 ○負担金及び交付金 ・印旛沼流域下水道維持管理費負担金 1,056,222 千円 ・将門地区維持管理費負担金 426 千円 ○ 旅費、使用料、原材料費		10,428 千円 838 千円 62,946 千円 39,000 千円 1,056,648 千円 1,823 千円
事業費計		1,171,683 千円
【特記事項】	【予算科目】 特別会計1款1項3目 下水道事業費－総務管理費－下水道施設管理費	
	【基本計画】	
	【市長マニフェスト】 印旛沼の水質浄化	
	【根拠法令】 下水道法	

別紙様式 1

【予算事業名〔細事業名〕】						担当 都市部公園緑地課
緑と花づくり事務費						
予 算 要 求 額	財 源 内 訳	国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源
10,211,000 円					250,000 円	9,961,000 円

【事業の概要】

市民から愛されているだけでなく、市外からもたくさんの来客者が集まる「さくらチューリップまつり」イベントのチューリップは、市内全 23 校の主に小学校 5 年生の児童及び「花の銀行チューリップ友の会」の植付協力をいただいております。そのオランダ産チューリップ球根代や、児童が植付を行うためバスによる送迎に係る自動車借り上げ費や、関連して行うチューリップ図画・作文コンクール表彰事業を行う。また、花いっぱい運動や緑化事業の推進・支援を行うため、各公共施設及び駅前広場などに花の植付の協力をいただいている、市民活動団体等へ花壇用種苗の配布に係る花苗の生産委託業務費用を計上する。

【事業の目的及びその効果】

市民の緑化の推進や意識の高揚を公園・緑地・公共用地等を利用しながら、市民と共に積極的に行い、花と緑のまちづくりを実践していく。

花いっぱい運動や緑化意識の醸成と活動の支援を図り、また多くの市民に花と緑に触れる機会を提供することで、まちに緑と花が増えたと感じてもらうことができる。

【予算事業名】 緑と花づくり事務費

別紙様式 2

【予算事業名】	担当 都市部公園緑地課
緑と花づくり事務費	

【事業費の内訳】		
○報償費・旅費		
・図画・作文コンクール表彰等	481千円	951千円
・名木・古木・樹林・草地等保存選定事業報償金	470千円	
○需用費・役務費		2,620千円
・ふるさと広場植栽用球根代等	2,080千円	
・植栽用事業消耗品等	260千円	
・緑化事業用印刷製本費等	280千円	
○委託料		5,731千円
・緑化用種苗生産委託料	4,440千円	
・緑化事業委託料	1,291千円	
○使用料及び賃借料等		
・球根植付バス送迎自動車賃借料		909千円
事業費計		10,211円
【特記事項】	【予算科目】一般会計 7款3項7目 土木費－都市計画費－緑化事業費	
	【基本計画】	
	【市長マニフェスト】	
	【根拠法令】 都市緑地法	

【予算事業名】 既存建築物耐震改修等支援費事業

別紙様式 1

【予算事業名〔細事業名〕】						担当 都市部建築指導課
既存建築物耐震改修等支援費事業						
予 算 要 求 額	財 源 内 訳	国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源
7,069,000 円		2,804,000	688,000			3,577,000

【事業の概要】

- ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された戸建木造住宅の耐震診断と耐震補強工事に係る経費の一部を補助する。
- ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された分譲マンションの耐震診断に係る経費の一部を補助する。
- ・佐倉市防災条例に規定された区域内で、かさ上げ工事等を行う者にその経費の一部を補助する。

【事業の目的及びその効果】

（目的）

建築物の耐震診断、耐震補強工事、かさ上げ等工事に要する経費の一部を補助することにより、災害に強いまちづくりの推進を図ることを目的とする。

（効果）

建築物の安全性を高めることにより、災害に強い良好な市街地の形成が図られる。

【予算事業名】 既存建築物耐震改修等支援費事業

別紙様式 2

【予算事業名】	担当 都市部建築指導課
既存建築物耐震改修等支援費事業	

【事業費の内訳】	
木造建築物耐震診断交付金 75,000 円 × 13 件	975,000 円
木造住宅改造補強工事交付金 500,000 円 × 8 件	4,000,000 円
かさ上げ工事等補助金 1,000,000 円 × 1 件	1,000,000 円
マンション耐震診断補助金 1,000,000 円 × 1 件 (予備診断)	1,000,000 円
34,000 円 × 1 件	34,000 円
わが家の耐震診断相談会の相談員の謝礼 5,000 円 × 3 人 × 4 回	60,000 円
事業費計	7,069,000 円
【特記事項】	【予算科目】一般会計 7 款 1 項 2 目 土木費—土木管理費—建築管理費
	【基本計画】
	【市長マニフェスト】 2 暮らしやすい生活環境の整備（防災・防犯） 発災時の危機対応等ソフト面の行政能力向上を図り、減殺という考えで防災にあたります。
	【根拠法令】 佐倉市災害対策条例

わが家の耐震相談会開催のお知らせ ～地震に備え、わが家の耐震化を～



佐倉市では昭和 56 年（新耐震基準）以前に建築された木造戸建住宅の耐震化を推進するため、耐震相談会を下記により開催いたします。

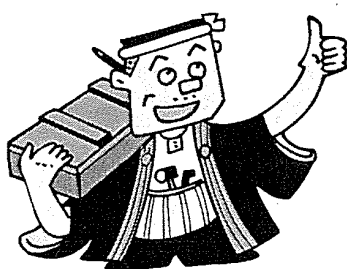
全国的にも大規模な地震が発生している昨今、この機会を利用して、わが家の耐震性について考えるきっかけとしてみてはいかがでしょうか。皆様のご来場を心よりお待ちしております。

併せて、危険なコンクリートブロック塀の除却・生垣への転換をお考えのかたに、市の補助制度に関する説明・ご相談もお受けいたします。

- 1 対 象 昭和 56 年 5 月以前建築（旧耐震基準）の木造戸建住宅にお住まいの
佐倉市民のかた
- 2 日 時 平成 22 年 10 月 23 日（土）13:00～16:00
（耐震に関する相談時間は、時間指定によりお一人につき約 40 分）
- 3 会 場 西志津ふれあいセンター（西志津 4-1-2）
- 4 内 容 1 耐震に関する相談（予約制 先着 10 名）
及び 1-①個別耐震相談
募集人員 木造住宅を対象とした耐震性について、千葉県建築士事務所協会による相談員が皆様の住まいの状況に応じて個別にお答えします。
1-②市耐震補助相談（個別耐震相談を申し込まれたかた）
市職員が佐倉市耐震関連補助制度について相談にお答えします。
2 ブロック塀補助に関する相談（人数制限はありません）
市職員が佐倉市危険ブロック塀関連補助制度についてご説明します。
- 5 参加費 無 料
- 6 申込方法 市役所建築指導課までお電話にてお申込み下さい。
※耐震相談は先着 10 名 ブロック塀相談は事前申込不要
- 7 申込期間 平成 22 年 10 月 8 日（金）まで
（土日祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）
- 8 その他 耐震に関する相談については、ご自宅の建築確認通知書や間取り図、その他ご自宅の状況がわかる図面を相談会当日にお持ち下さい。
ブロック塀補助に関する相談については、現在の状況がわかる写真等をお持ち下さい。
- 9 連絡先 佐倉市 都市部 建築指導課 指導班
電話 043-484-6169（直通）

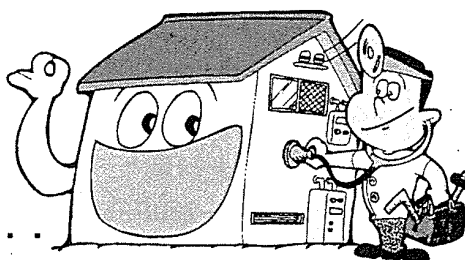
・主催：佐倉市

・協力：(社)千葉県建築士事務所協会



佐倉市では木造住宅の
◎耐震診断◎耐震補強工事
に係る経費の一部助成を
行っております。
是非ご活用ください！！

・・・詳しくは、裏面を・・・





佐倉市の耐震補助事業の概要



佐倉市では、お住まいの戸建木造住宅を対象にした「木造建築物耐震診断補助事業」と「木造住宅補強改造工事補助事業」がございます。

	木造建築物耐震診断補助事業	木造住宅補強改造工事補助事業
対象事業	「木造住宅の耐震診断と補強方法 木造住宅の耐震精密診断と補強方法（改訂版）」（国土交通省住宅局建築指導課監修、財団法人日本建築防災協会発行）に基づき、耐震診断士が行う耐震診断	補強設計（耐震診断の結果に基づき、工事を行うために耐震診断士がまとめた補強計画及び設計図書）に基づき、建築物の耐震性を高めるために行う工事
対象建築物及び申請者等	1 申請者が居住する戸建木造（丸太組・プレハブ等を除く）住宅であること 2 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されていて、昭和 56 年 6 月 1 日以降に増築されていないもの 3 建築時における建築基準法に規定する構造耐力規定に適合するもの 4 敷地内の建築物を含め、補助金の申請時において建築基準法の集団関係規定等に抵触していないこと 5 原則として、過去に耐震診断補助金の交付を受けていないものであること	1 耐震診断補助事業の 1～4 に該当するものであること 2 耐震診断の結果、倒壊する可能性がある又は高いと診断された建築物であること 3 耐震補強後の建築物に期待できる耐震性の診断が、倒壊しない又は一応倒壊しないであること 注意）耐震診断補助金の交付を受けていない場合においても、要件が整っている場合は、耐震補強工事の補助金を受けることは可能です
補助額	耐震診断に要する経費で、市が算出した額の $\frac{2}{3}$ かつ <u>7 万 5 千円</u> を限度額とする (例：100 m ² の住宅で 5 万 5 千円程度)	耐震補強工事に要した経費で、市が算出した額の $\frac{1}{2}$ かつ <u>50 万円</u> を限度額とする



※この補助事業は事前申請となります。耐震補助事業をご利用される場合は、耐震診断・耐震補強工事前にご相談下さい。

※耐震改修工事を行った住宅で、税控除等の対象要件を満たす場合、固定資産税の減額・所得税の控除を受けることができますのでご活用下さい。

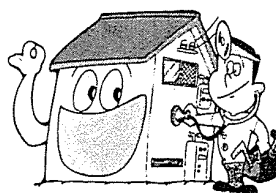
お問い合わせは…

佐倉市役所 都市部 建築指導課 指導班

TEL 043-484-6169

FAX 043-486-2506

H.P. <http://www.city.sakura.lg.jp/kenchikusido/index.htm>



別紙様式 1

【予算事業名〔細事業名〕】		担当 市民部自治人権推進課				
コミュニティ施設管理運営費〔西志津ふれあいセンター管理運営費〕						
予 算 要 求 額	財 源 内 訳	国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源
61,513,000 円						61,513,000

【事業の概要】

西志津ふれあいセンターの管理運営及び複合施設を含む建物（施設）の維持管理を行う。

・西志津ふれあいセンターの各施設を利用者に貸し出し、併せて利用者が快適に施設を利用できるよう施設の維持管理を行う。

・平成23年4月1日から民間事業者の持つノウハウや能力を活かして、維持管理経費を削減しながら、サービスの向上を図るため、指定管理者制度を導入する予定。

・指定管理者制度を導入するにあたり、西志津ふれあいセンターだけでなく、複合施設を含む建物（施設）全体の維持管理を指定管理者の業務範囲とする。

【事業の目的及びその効果】

・多様化する利用者ニーズ等に柔軟に対応しながら、施設の設置目的である市民文化の向上、健康で文化的な近隣社会の創造に資するよう施設を提供する。

別紙様式 2

【予算事業名】	担当 市民部自治人権推進課
コミュニティ施設管理運営費（西志津ふれあいセンター管理運営費）	

【事業費の内訳】	
○施設修繕料 700,000円 過去3年間の施設修繕料から	700千円
○西志津ふれあいセンター指定管理業務委託料 期間 平成23年4月1日から平成26年3月31日 (3年間) 施設 ホール(99名)、会議室(72名)、展示室(ギャラリー) 業務 ①西志津ふれあいセンターの管理運営と ②志津図書館、西志津市民サービスセンターを含む建物全体の維持管理。(光熱水費、保守点検等) 備考 ・指定管理者は平成22年11月市議会の議決を経て決定します。 ・志津図書館、西志津市民サービスセンターは、従来通り、市の直営施設です。	60,813千円
事業費計	61,513千円
【特記事項】 平成22年11月市議会に指定管理者の指定に関する議案及び債務負担行為設定の議案提出	【予算科目】一般会計 2款1項18目 総務費—総務管理費—コミュニティセンター費
	【基本計画】
	【市長マニフェスト】
	【根拠法令】 地方自治法、佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例

別紙様式 1

【予算事業名〔細事業名〕】		担当 市民部消費生活センター				
消費者保護及び相談費						
予 算 要 求 額	財 源 内 訳	国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源
9,214,000 円			760,000 円			8,454,000 円

【事業の概要】

常時消費生活相談員を配置し相談を受け付け、相談者の話を丁寧に聞き取りすると共に相談者の意向を踏まえ、適切なアドバイスを行い実現的な解決策を探り組織的に処理をする。

【事業の目的及びその効果】

消費生活相談に寄せられる苦情、問い合わせ等に対して、消費生活センターが裁判外の紛争処理機関として、あっせん等を実施し消費者利益の擁護を図る。

消費生活相談に寄せられる相談状況を被害の未然防止及び消費生活安定向上のため実施する啓発事業の情報源として活用する。

相談員が専門的な研修を受講する機会を確保することにより紛争等に対し公平で公正な解決が図れるようにする。

消費生活相談へ寄せられた契約をめぐるトラブル等に助言を与えるとともに、消費生活センターとしてあっせんや救済を実施することにより、消費者の利益擁護を図ることができる。

別紙様式 2

【予算事業名】		担当 市民部消費生活センター
消費者保護及び相談費		
【事業費の内訳】		
○消費生活専門相談員報酬		
6名分		
9,400円×6人×11.5日×12ヶ月=7,784千円		
相談員レベルアップ研修講師謝礼	600千円	
旅費(相談員研修等)	551千円	
負担金(研修会参加他)	24千円	8,959千円
○事業用消耗品		
85千円		
検査手数料	10千円	95千円
○多重債務相談委託料		
160千円		160千円
事業費計		9,214千円
【特記事項】	【予算科目】一般会計 2款1項15目	
	総務費－総務管理費－消費者行政推進費	
	【基本計画】	
	【市長マニフェスト】	
	【根拠法令】 消費者基本法、佐倉市消費生活センター の設置及び管理に関する条例	

別紙様式 1

【予算事業名〔細事業名〕】		担当 市民部交通防災課				
災害情報伝達費						
予 算 要 求 額	財 源 内 訳	国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	一般財源
9, 583, 000 円						9,583,000 円

【事業の概要】

災害配備などの防災体制を整えるための気象情報の収集を行うとともに、災害に関する注意喚起や避難情報といった防災情報を、いち早く市民へ伝達する手段である防災行政無線施設等の適正な維持管理を行う。

- ・気象情報の提供にかかる経費を計上する。
- ・防災行政無線施設の電気料、通信料、検査料、維持管理等にかかる経費を計上する。
- ・防災行政無線を補完するシステムとして、メール配信サービスにかかる経費を計上する。

【事業の目的及びその効果】

災害情報等の収集を行い、事前の準備、配備体制など災害対策をいち早く行うとともに、防災関連情報を伝達することにより、被害の軽減を図ることができる。

別紙様式 2

【予算事業名】	担当 市民部交通防災課
災害情報伝達費	

【事業費の内訳】	
○防災行政無線維持管理経費	5,342千円
・電波法令集追録 20,000 円	
・防災行政無線(同報系)子局電気料 250 円×93 局×12 月=279,000 円	
・防災行政無線(同報系)回線使用料 9,000 円×12 ヶ月=108,000 円	
・防災行政無線(移動系)定期検査手数料 100,000 円	
・防災行政無線保守点検委託料 4,775,000 円	
・無線従事者講習 25,000 円	
・電波利用料 35,000 円	
○メール配信サービス	733千円
・携帯電話文字情報サービス委託料	
○気象情報提供業務委託	3,508千円
・防災気象情報提供業務委託	
事業費計	9,583千円
【特記事項】	【予算科目】一般会計 2款1項12目 総務費－総務管理費－防災対策費
	【基本計画】
	【市長マニフェスト】 2. 暮らしやすい生活環境の整備 防災・防犯
	【根拠法令】 災害対策基本法 佐倉市災害対策条例